

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和六年三月二十二日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年十一月十五日奈良県指令高土第二八―九号

令和六年二月二十日奈良県指令高土第二八―九―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年三月七日高土第一〇五〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年三月七日高土第四五〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市今泉六七六番一、六七六番六、六七六番七、六七六番八、六七六番九、六七

六番一〇、六七六番一一及び六七六番一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市今泉四二〇番五

楠本由人

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市今泉六七六番九

下水道 香芝市今泉六七六番九の一部

一 許可番号

令和五年十二月一日奈良県指令高土第二八―一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年三月十一日高土第一〇五一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市今泉四八三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市八木町三丁目一―一一

吉住明子